



扶桑薬品工業株式会社

証券コード 4538

# 第102回 定時株主総会招集ご通知

開 催  
日 時

2025年6月25日（水曜日）  
午前10時

開 催  
場 所

大阪府中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪 2階  
「SYUN－旬－(南)」

決 議  
事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金  
贈呈の件

## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第102回定時株主総会招集ご通知 .....  | 1  |
| 議決権行使についてのご案内 .....     | 3  |
| インターネット等による議決権行使のご案内 .. | 4  |
| 株主総会参考書類 .....          | 5  |
| 事業報告 .....              | 12 |
| 計算書類 .....              | 29 |
| 監査報告書 .....             | 40 |

株 主 各 位

(証券コード4538)  
2025年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

大阪市中央区道修町一丁目7番10号

**扶桑薬品工業株式会社**

代表取締役社長 戸 田 幹 雄

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第102回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.fuso-pharm.co.jp/>)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「扶桑薬品工業」又は「コード」に「4538」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号 シティプラザ大阪 2階「SYUN一旬一(南)」
3. 目的事項

報告事項 第102期（2024年4月1日から  
2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしております。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださ  
いまして、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ● 株主総会にご出席の場合



**日 時** 2025年 6 月25日（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ● 書面（郵送）で議決権を行使される場合



**行使期限** 2025年 6 月24日（火曜日）午後 5 時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ● インターネット等により議決権を行使される場合



**行使期限** 2025年 6 月24日（火曜日）午後 5 時30分入力分まで

4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

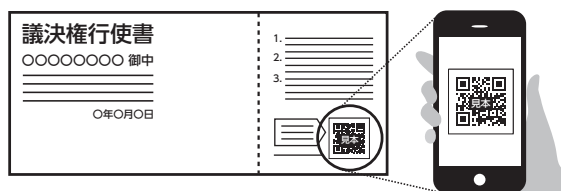
# インターネット等による議決権行使のご案内

**行使期限** 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分入力分まで

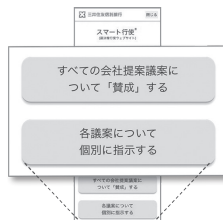
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

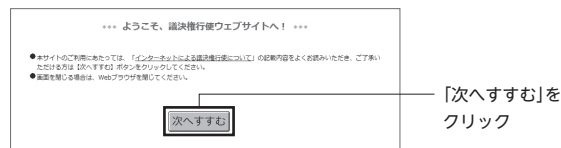
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

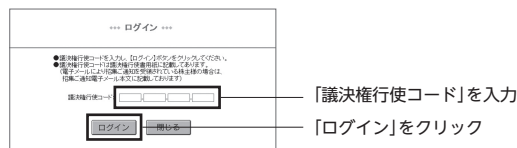
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

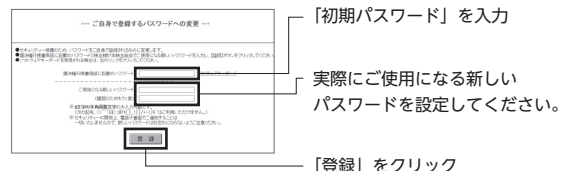
- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2** 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3** 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使の操作方法に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル  
**0120-652-031** 受付時間：午前9時～午後9時

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。当期につきましては、この基本方針並びに業績、経営環境及び財務体質の強化の必要性などを総合的に勘案したうえで、当期の期末配当を1株につき金42円といたしたく存じます。なお、中間配当として1株につき40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき82円となります。

### <期末配当に関する事項>

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金42円 総額 358,695,288円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月26日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                      | 性別 | 属性       | 現在の当社における地位及び担当 | 取締役会出席率<br>(出席回数/開催回数) |
|-------|-------------------------|----|----------|-----------------|------------------------|
| 1     | とだ みき お<br>戸 田 幹 雄      | 男性 | 再任       | 代表取締役社長         | 100%<br>(11回/11回)      |
| 2     | おか じゅん いち<br>岡 純 一      | 男性 | 再任       | 取締役生産本部長        | 100%<br>(11回/11回)      |
| 3     | いとう まさ のり<br>伊 藤 雅 教    | 男性 | 再任       | 取締役研究開発センター担当   | 100%<br>(11回/11回)      |
| 4     | おおたに ひで き<br>大 谷 英 樹    | 男性 | 再任       | 取締役営業本部長        | 100%<br>(11回/11回)      |
| 5     | とだ みき ひろ<br>戸 田 幹 洋     | 男性 | 再任       | 取締役経営企画部長       | 100%<br>(11回/11回)      |
| 6     | かしわ ぎ たかし<br>柏 木 孝      | 男性 | 再任 社外 独立 | 社外取締役           | 100%<br>(11回/11回)      |
| 7     | わた なべ やす ひこ<br>渡 部 靖 彦  | 男性 | 再任 社外 独立 | 社外取締役           | 100%<br>(11回/11回)      |
| 8     | いけ の ゆ か り<br>池 野 由 香 里 | 女性 | 新任 社外 独立 | —               | —                      |

再任：再任取締役候補者 新任：新任取締役候補者 社外：社外取締役候補者 独立：東京証券取引所届出独立役員

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | とだ みき お<br>戸 田 幹 雄<br>(1943年3月5日生)     | 1966年4月 当社入社<br>1969年5月 当社取締役<br>1977年6月 当社代表取締役専務取締役<br>1979年2月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                                                         | 179,143株    |
|       |                                        | (取締役候補者とした理由)<br>長年にわたり当社の代表取締役社長として経営を担っており、社業全体に精通するとともに経営並びに製薬業界全般に関する豊富な知識と経験を有し、また、強いリーダーシップを発揮して、当社の発展に尽力しております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に寄与することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。                                                 |             |
| 2     | おか じゅん いち<br>岡 純 一<br>(1948年8月20日生)    | 1971年4月 当社入社<br>2005年7月 当社生産本部生産部城東工場長<br>2009年6月 当社取締役生産本部生産部城東工場長<br>2013年6月 当社取締役生産本部生産部茨城工場長<br>2014年4月 当社取締役生産本部茨城工場長<br>2019年7月 当社取締役生産本部城東工場長（兼）生産管理室長<br>2021年6月 当社取締役生産本部長（兼）生産管理室長<br>2022年4月 当社取締役生産本部長（現任） | 4,000株      |
|       |                                        | (取締役候補者とした理由)<br>医薬品製造に関する専門的知識と経験を有しており、取締役就任後も城東工場長、茨城工場長、生産管理室長、生産本部長として医薬品製造を通じて当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に寄与することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。                           |             |
| 3     | いとう まさ のり<br>伊 藤 雅 教<br>(1950年11月22日生) | 1974年4月 当社入社<br>2011年4月 当社研究開発センター部長<br>2013年6月 当社取締役研究開発センター部長<br>2021年6月 当社取締役研究開発センター担当（現任）                                                                                                                         | 1,800株      |
|       |                                        | (取締役候補者とした理由)<br>医薬品開発及び知的財産に関する専門的知識と経験を有しており、取締役就任後も研究開発センター部長、研究開発センター担当として医薬品開発を通じて当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に寄与することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。                        |             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | おお  たに  ひで  き<br>大  谷  英  樹<br>(1965 年 3 月 20 日 生) | 1987 年 4 月  当 社 入 社<br>2017 年 5 月  当 社 営 業 本 部 営 業 部 長<br>2017 年 6 月  当 社 取 締 役 営 業 本 部 営 業 部 長<br>2019 年 10 月  当 社 取 締 役 営 業 本 部 営 業 統 括 部 長<br>2021 年 6 月  当 社 取 締 役 営 業 本 部 長  ( 現 任 )                                                                                                                                                                                           | 795株        |
|       |                                                    | (取締役候補者とした理由)<br>医薬品営業に関する幅広い知識と経験を有しており、取締役就任後も営業部長、営業統括部長、営業本部長として医薬品営業を通じて当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に寄与することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                               |             |
| 5     | と  だ  みき  ひろ<br>戸  田  幹  洋<br>(1975 年 11 月 1 日 生)  | 2003 年 1 月  国 際 協 力 事 業 団  ( 現  ( 独 )  国 際 協 力 機 構 ) 青 年 海 外 協 力 隊 参 加<br>2003 年 4 月  同 隊  村 落 開 発 普 及 員 として タン ザ ニ ア 連 合 共 和 国 に 派 遣<br>2006 年 7 月  ( 独 )  国 際 協 力 機 構  長 期 派 遣 専 門 家 就 任<br>2016 年 3 月  当 社 入 社<br>2018 年 4 月  当 社 事 業 開 発 ・ 国 際 事 業 推 進 室 長<br>2021 年 6 月  当 社 取 締 役 経 営 企 画 室 長  ( 兼 )  事 業 開 発 ・ 国 際 事 業 推 進 室 長<br>2023 年 4 月  当 社 取 締 役 経 営 企 画 部 長  ( 現 任 ) | 9,454株      |
|       |                                                    | (取締役候補者とした理由)<br>国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクトに組織強化、人材育成等の派遣専門家として長期にわたり従事し、国際的プロジェクトマネジメントの幅広い知識と経験を有しており、当社入社後は事業開発・国際事業推進室長として、また取締役就任後は経営企画室長、経営企画部長として経営戦略立案や新規事業、国際事業の創出等の活動を統括して当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割は果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に寄与することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                           |             |
| 6     | かしわ  ぎ   たかし<br>柏  木   孝<br>(1954 年 1 月 2 日 生)     | 1976 年 4 月  大 阪 市 入 庁<br>2005 年 12 月  大 阪 市 助 役<br>2007 年 4 月  大 阪 市 副 市 長<br>2010 年 4 月  公 立 大 学 法 人 大 阪 市 立 大 学  ( 現 公 立 大 学 法 人 大 阪 )  副 理 事 長<br>2016 年 6 月  一 般 財 団 法 人 大 阪 建 築 技 術 協 会 理 事 長<br>2019 年 4 月  学 校 法 人 帝 塚 山 学 院 常 勤 理 事<br>2020 年 7 月  同  常 務 理 事  ( 現 任 )<br>2021 年 6 月  当 社 社 外 取 締 役  ( 現 任 )<br>(重要な兼職の状況)<br>学 校 法 人 帝 塚 山 学 院 常 務 理 事                     | 0株          |
|       |                                                    | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>地方公共団体等の管理者としての管理全般に関する豊富な知識を有しており、客観的かつ実践的な視点から当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、直接企業経営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。再任後は専門的な知見を活かし、主に経営管理的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。                                                                                                               |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 氏 名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                             | わた なべ やす ひこ<br>渡 部 靖 彦<br>(1952年7月25日生)            | 1975年12月 監査法人中央会計事務所入所<br>1982年8月 公認会計士登録<br>2008年7月 監査法人浩陽会計社代表社員<br>2011年6月 ペガサス監査法人（現ひびき監査法人）代表社員<br>2013年6月 株式会社ケー・エフ・シー社外監査役（現任）<br>2015年6月 株式会社エムケイシステム社外監査役（現任）<br>2015年7月 学校法人立命館監事（現任）<br>2021年7月 渡部靖彦公認会計士事務所代表（現任）<br>2023年6月 当社社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>渡部靖彦公認会計士事務所代表<br>株式会社ケー・エフ・シー社外監査役<br>株式会社エムケイシステム社外監査役<br>学校法人立命館監事 | 0株          |
| （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）<br>公認会計士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、客観的かつ専門的な視点から当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、直接企業経営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。再任後は公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務会計的な目線からリスク管理等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。                         |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                             | いけ の ゆ か り<br>池 野 由 香 里<br>(1966年5月10日生)<br><br>新任 | 1996年4月 弁護士登録<br>1996年4月 栄光綜合法律事務所入所<br>2001年1月 同 パートナー<br>2003年1月 弁護士法人栄光 社員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>弁護士法人栄光 弁護士                                                                                                                                                                                                                              | 0株          |
| （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）<br>弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、客観的かつ専門的な視点から当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、直接企業経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する十分な見識を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法務・コンプライアンスの観点からリスク管理等に関し取締役会等においてご発言いただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。 |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |

- 
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柏木 孝、渡部靖彦、池野由香里の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の池野由香里氏につきましては、職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は堀江由香里であります。
4. 当社は柏木 孝、渡部靖彦の両氏との間で、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しております。両氏が本定時株主総会で取締役の再任が承認された場合は、両氏と当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。また、池野由香里氏が原案どおり取締役に選任された場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 柏木 孝、渡部靖彦の両氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって柏木 孝氏が4年、渡部靖彦氏が2年となります。
7. 当社は、現在社外取締役である柏木 孝、渡部靖彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、池野由香里氏が原案どおり取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役・監査役の有するスキルであります。

|             |           | 独立<br>社外 | 企業<br>経営 | 法務・リ<br>スク管理 | 財務・会<br>計・税務 | グローバ<br>ル | 生産・品<br>質管理 | 研究開<br>発・知的<br>財産 | 医薬マー<br>ケティング<br>グ |
|-------------|-----------|----------|----------|--------------|--------------|-----------|-------------|-------------------|--------------------|
| 取<br>締<br>役 | 戸 田 幹 雄   |          | ●        |              |              |           |             |                   |                    |
|             | 岡 純 一     |          | ●        |              |              |           | ●           |                   |                    |
|             | 伊 藤 雅 教   |          | ●        |              |              |           |             | ●                 |                    |
|             | 大 谷 英 樹   |          | ●        |              |              |           |             |                   | ●                  |
|             | 戸 田 幹 洋   |          | ●        |              |              | ●         |             |                   |                    |
|             | 柏 木 孝     | ●        |          | ●            |              |           |             |                   |                    |
|             | 渡 部 靖 彦   | ●        |          |              | ●            |           |             |                   |                    |
|             | 池 野 由 香 里 | ●        |          | ●            |              |           |             |                   |                    |
| 監<br>査<br>役 | 桑 田 順 司   |          |          |              |              |           |             |                   | ●                  |
|             | 青 本 悦 男   | ●        |          | ●            |              |           |             |                   |                    |
|             | 檜 崎 隆 章   | ●        |          |              | ●            |           |             |                   |                    |

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

|                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 当社取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。                                                                                                                                                                                                           |    |
| 1. 本人が、当社の業務執行者又は出身者でないこと。<br>また、過去5年間に於いて、本人の近親者等（注1）が当社の業務執行者でないこと。                                                                                                                                                                                                |    |
| 2. 本人が、現在又は過去5年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。<br>（1）当社の大株主（注2）の業務執行者<br>（2）当社の主要な取引先（注3）の業務執行者、又は当社を主要な取引先とする会社の業務執行者<br>（3）当社の主要な借入先（注4）の業務執行者<br>（4）当社の法定監査を行う監査法人に所属する者<br>（5）当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭等を得ている者<br>（6）当社の役員相互就任先の業務執行者<br>（7）当社から多額の寄付又は助成を受けている団体（注6）の業務を執行する者 |    |
| 3. 本人の近親者等が、現在、2（1）乃至（7）に該当しないこと。                                                                                                                                                                                                                                    | 以上 |
| 注1 近親者等とは、本人の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。                                                                                                                                                                                                                               |    |
| 2 大株主とは、当事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。                                                                                                                                                                                                               |    |
| 3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結総売上高の2%を超えるものをいう。                                                                                                                                                                                                       |    |
| 4 主要な借入先とは、当社が借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社の総資産の5%を超える金融機関をいう。                                                                                                                                                                                              |    |
| 5 多額とは、当社から収受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。                                                                                                                                                                                                                                 |    |
| 6 多額の寄付又は助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体をいう。                                                                                                                                                                                                               |    |

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により退任される取締役須藤 実氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に基づき、在任年数及び功績に応じて決定されることから、その内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名                 | 略 歴                      |
|---------------------|--------------------------|
| す どう み の る<br>須 藤 実 | 2015年6月 当社社外取締役<br>現在に至る |

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、緩やかな回復基調で推移しました。一方、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化、資源・原材料価格の高騰、物価上昇、米国の通商政策、金融資本市場の変動等により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

医薬品業界では、薬価制度改革をはじめとして後発医薬品の使用促進策の強化等、医療費適正化諸施策が引き続き推進されており、経営のさらなる強化が求められるなか、研究開発費の増加、開発リスクの増大等、収益環境の厳しさが増しております。

このような状況のもと、当社は、主力製品の人工腎臓用透析剤キンダリー等、人工透析関連製商品及び輸液等のより強固な浸透を図るとともに、後発医薬品の販売促進にも注力してまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、腎・透析関連の後発医薬品の販売促進及び輸液・注射剤の他社品代替供給による製造販売増加の影響等により、売上高は605億63百万円と前期と比べ51億55百万円(9.3%)の増加となりました。利益面につきましては、原材料費や物流関連諸費用等の高騰は続いているものの、増産及び特例的な不採算品再算定等の影響によって輸液全体の不採算が緩和され売上原価率が若干改善されたため、営業利益は41億31百万円と前期と比べ21億67百万円(110.3%)の増加、経常利益は37億80百万円と前期と比べ19億12百万円(102.4%)の増加となりました。

また、当社は、東レ株式会社より、2018年12月13日付にて経口そう痒症改善剤ナルフラフィン塩酸塩OD錠 $2.5\mu\text{g}$ 「フソー」[先発代表製品:レミッチOD錠 $2.5\mu\text{g}$ ]に関する特許権侵害差止等請求訴訟を東京地方裁判所に提起されました。その後、東京地方裁判所は東レ株式会社の請求を棄却する判決を下したため、2021年3月30日、東レ株式会社はこれを不服とし、知的財産高等裁判所に控訴いたしました。2025年5月27日に知的財産高等裁判所は、東レ株式会社の請求を一部認容し、当社に対し、合計74億7,287万8,838円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。本判決に伴って、訴訟関連損失引当金繰入額87億44百万円を特別損失として計上し、当期純損失は32億88百万円(前期は当期純利益13億77百万円)となりました。

なお、控訴審における請求金額の大半を認容する判断がなされたことは誠に遺憾であり、当社のこれまでの主張に照らしあわせると到底承服できかねるため、現在、本判決の内容を早急に精査し、最高裁判所へ上告する準備を進めております。

## 2. 資金調達の状況

当社は、今後の事業拡大に伴い運転資金の増加が見込まれることから、より強固な財務基盤を構築するとともに金融費用の圧縮を行うことを目的として、2024年5月に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結し、資金調達を実行しました。

## 3. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、主に医薬品事業において城東、大東、岡山、茨城の四工場及び研究開発センター、営業施設等において設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は8億71百万円であります。

## 4. 対処すべき課題

当社は人工腎臓用透析剤や輸液製剤といった基礎的な医薬品を多く取り扱っており、安定供給への重大な責任を有しております。

地震等の自然災害やパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症等、突発的に発生する事象に備えて、安定供給に支障をきたしかねない事象が判明した際には、直ちに緊急対策会議を開催し、優先してその解消に努める等の対策を常日頃より行っております。

製造設備に関しても大規模な拠点を東西に分散設置し、製品保管庫を各地に設けており、想定外の需要が生じた場合にも対応可能な在庫数量を確保していることに加え、製品が全体的に重量物の占める割合が高いため、物流コストの上昇による影響は大きく、必然的に売上原価や販売費及び一般管理費は非常に高くなる傾向となっております。

そのため、対処すべき課題として、既存の主力製品を中心に、市場へのさらなる浸透による販売強化に全力を挙げて取り組み、透析剤メーカーとしてトップシェアを堅持するため、新規透析剤の開発や、後発医薬品を含めた製品ラインアップの拡充に努める等、事業基盤のさらなる強化を図っております。

さらに、徹底した品質管理による大規模な製造設備の使用、これまで積み上げてきたブランド力や知識、経験等が当社の核となる技術であります。

それらを活用しながら、他社製品の受託製造等、新たな収益の拡大につなげるとともに、より経営資源を効率的に活用し、製造原価率低減等の相乗効果を図るために、新規事業及び領域への推進を開始しております。

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気の緩やかな回復を支えることが期待されます。一方で、米国の通商政策の動向、物価上昇の継続、金融資本市場の変動等の様々な要因により、社会経済情勢は不安定な状況が続くものと予想されます。

このような環境のもと、安定供給の社会的使命を全うした上で、同時に経営基盤の強化を行い、すべてのステークホルダーから信頼され続けるため、企業価値の向上に一層取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

|                                                   | 第99期<br>2022年3月期 | 第100期<br>2023年3月期 | 第101期<br>2024年3月期 | 第102期(当期)<br>2025年3月期 |
|---------------------------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売上高<br><small>百万円</small>                         | 49,632           | 51,015            | 55,407            | 60,563                |
| 経常利益<br><small>百万円</small>                        | 1,996            | 2,215             | 1,868             | 3,780                 |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)<br><small>百万円</small>         | 1,483            | 1,605             | 1,377             | △3,288                |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)<br><small>円</small> | 169.09           | 183.07            | 159.98            | △384.95               |
| 総資産<br><small>百万円</small>                         | 69,334           | 72,466            | 75,802            | 81,729                |
| 純資産<br><small>百万円</small>                         | 34,532           | 35,649            | 36,661            | 33,043                |
| 1株当たり純資産<br><small>円</small>                      | 3,936.70         | 4,064.76          | 4,290.55          | 3,869.10              |

6. 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はございません。

7. 主要な事業内容

当社は、主な事業内容として医療用医薬品及び医療用機械器具の製造・販売やその他にも製造受託、また、不動産の賃貸を営んでおります。

8. 主要な営業所及び工場

本社：本社（大阪市）

事務所：本社事務所（大阪市）

東京事務所（東京都）

営業所：大阪支店（大阪市） 東京第一支店（東京都）

東京第二支店（さいたま市） 東京第三支店（横浜市）

札幌支店（札幌市） 仙台支店（仙台市）

名古屋支店（名古屋市） 岡山支店（岡山市）

広島支店（広島市） 福岡支店（福岡市）

工場：城東工場（大阪市） 大東工場（大阪府）

岡山工場（岡山県） 茨城工場（茨城県）

研究所：研究開発センター（大阪市）

## 9. 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 1,340名  | 33名増        |

## 10. 主要な借入先

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 9,868百万円  |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 3,508     |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 2,066     |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 1,883     |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行         | 1,355     |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行         | 900       |
| 農 林 中 央 金 庫             | 630       |

(注) 上記の借入金残高には、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンの残高が含まれております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

- 1. 発行可能株式総数 20,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 9,451,169株（自己株式 910,805株を含む）
- 3. 当期末株主数 7,862名
- 4. 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数   | 持株比率  |
|-------------------------|-------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 657千株 | 7.70% |
| ぶどう協和会                  | 585   | 6.85  |
| 敷島振興株式会社                | 452   | 5.30  |
| 扶桑薬品工業従業員持株会            | 303   | 3.56  |
| 株式会社三井住友銀行              | 278   | 3.27  |
| 三井住友信託銀行株式会社            | 245   | 2.87  |
| 戸田 幹雄                   | 179   | 2.10  |
| 日本生命保険相互会社              | 159   | 1.87  |
| 中尾薬品株式会社                | 151   | 1.78  |
| 内外化成株式会社                | 127   | 1.49  |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                 |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 戸 田 幹 雄 |                                                                              |
| 取 締 役     | 岡 純 一   | 生産本部長                                                                        |
| 取 締 役     | 伊 藤 雅 教 | 研究開発センター担当                                                                   |
| 取 締 役     | 大 谷 英 樹 | 営業本部長                                                                        |
| 取 締 役     | 戸 田 幹 洋 | 経営企画部長                                                                       |
| 取 締 役     | 須 藤 実   | 公認会計士（須藤公認会計士事務所長）                                                           |
| 取 締 役     | 柏 木 孝   | 学校法人帝塚山学院常務理事                                                                |
| 取 締 役     | 渡 部 靖 彦 | 公認会計士（渡部靖彦公認会計士事務所代表）<br>株式会社ケー・エフ・シー社外監査役<br>株式会社エムケイシステム社外監査役<br>学校法人立命館監事 |
| 常 勤 監 査 役 | 桑 田 順 司 |                                                                              |
| 監 査 役     | 青 本 悦 男 | 弁護士（青本悦男法律事務所長）                                                              |
| 監 査 役     | 檜 崎 隆 章 | 税理士（檜崎隆章税理士事務所長）                                                             |

- (注) 1. 取締役須藤 実、取締役柏木 孝、取締役渡部靖彦の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役青本悦男、監査役檜崎隆章の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役檜崎隆章氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役須藤 実、取締役柏木 孝、取締役渡部靖彦、監査役青本悦男、監査役檜崎隆章の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、業務執行の機動性を高め、持続的な企業価値の向上を図るとともに、次世代経営層の育成を促進するため、執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名       | 担 当                  |
|---------|-----------|----------------------|
| 執 行 役 員 | 西 村 昭 吉   | 内部監査室長               |
| 執 行 役 員 | 三 宅 衛     | 研究開発センター所長           |
| 執 行 役 員 | 塩 見 惇 二   | 医薬政策担当               |
| 執 行 役 員 | 古 市 晴 彦   | 総務本部長代行 総務部長（兼）経理部長  |
| 執 行 役 員 | 湯 浅 和 明   | 生産本部茨城工場長            |
| 執 行 役 員 | 魚 谷 満 郎   | 営業本部流通推進部長           |
| 執 行 役 員 | 岡 田 多 恵 子 | 生産本部生産管理部長           |
| 執 行 役 員 | 田 中 智     | 信頼性保証本部長             |
| 執 行 役 員 | 山 本 博 文   | 生産本部岡山工場長            |
| 執 行 役 員 | 齊 戸 理 一   | 営業本部大阪支店長            |
| 執 行 役 員 | 田 島 潔     | 営業本部東京第一支店長（兼）東京事務所長 |

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。また、損害賠償責任の限定は、当該責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がないことを条件としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることになります。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### 4. 取締役及び監査役の報酬等

##### (1) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

###### ①当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。決定方針は、当事業年度に、報酬委員会においてこれまでの方針を踏襲した方針案を審議・承認し、報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

###### ②当該方針の内容の概要

決定方針の概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計するものとします。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与及び退職慰労金により構成します。

取締役の基本報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月次報酬とし、他社水準、取締役の職責・在任年数、従業員の給与水準、経済情勢、業績等を考慮して決定するものとします。

取締役の退職慰労金は、当社における一定の基準に則り算定し、株主総会の決議に基づき支給するものとします。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため経常利益・当期純利益等を反映した現金報酬とし、各事業年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、総額及び各取締役の配分を決定し、毎年、賞与として一定の時期に支給するものとします。

取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行うこととします。

取締役会の委任を受けた代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等（基本報酬の額及び賞与の額）の内容を決定するものとします。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に取締役の報酬等に関する原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。

また、各監査役の報酬額は、他社の水準等を考慮し、監査役の協議により決定しております。

###### ③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 業績連動報酬等に関する事項

取締役の報酬のうち業績連動報酬等は、業績連動の指標を経常利益・当期純利益等とし、さらに株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、総額及び各取締役の配分を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

選定した業績指標の当事業年度における内容として、当初の計画の経常利益は23億円、当期純利益は17億円であり、当事業年度における実績の経常利益は37億80百万円、当期純損失は32億88百万円であります。なお、当事業年度を含む経常利益・当期純利益の推移は「Ⅰ.会社の現況に関する事項」の「5.財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会で決議されており、決議の内容は「取締役報酬額は年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）」、「監査役報酬額は年額36百万円以内」であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は3名であります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長戸田幹雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の額の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう報酬委員会の答申を受ける措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分            | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |           |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|-----------------------|
|                 |                 | 固定報酬            | 業績連動報酬    | 退職慰労金    |                       |
| 取 締 役           | 118             | 76              | 33        | 7        | 8                     |
| 監 査 役           | 22              | 19              | 1         | 1        | 3                     |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 140<br>(28)     | 96<br>(25)      | 35<br>(2) | 8<br>(1) | 11<br>(5)             |

(注) 上記に記載しております「業績連動報酬」は「役員賞与引当金繰入額」であります。また、「退職慰労金」は「役員退職慰労引当金繰入額」であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重要な兼職先                  | 兼職の内容 |
|-------|---------|-------------------------|-------|
| 社外取締役 | 須 藤 実   | 須 藤 公 認 会 計 士 事 務 所     | 所 長   |
|       | 柏 木 孝   | 学 校 法 人 帝 塚 山 学 院       | 常務理事  |
|       | 渡 部 靖 彦 | 渡 部 靖 彦 公 認 会 計 士 事 務 所 | 代 表   |
|       |         | 株 式 会 社 ケ ー ・ エ フ ・ シ ー | 社外監査役 |
|       |         | 株 式 会 社 エ ム ケ イ シ ス テ ム | 社外監査役 |
|       |         | 学 校 法 人 立 命 館           | 監 事   |
| 社外監査役 | 青 本 悦 男 | 青 本 悦 男 法 律 事 務 所       | 所 長   |
|       | 檜 崎 隆 章 | 檜 崎 隆 章 税 理 士 事 務 所     | 所 長   |

(注) 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                             |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 須 藤 実   | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。               |
|       | 柏 木 孝   | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に地方公共団体等の管理者としての実践的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。         |
|       | 渡 部 靖 彦 | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。               |
| 社外監査役 | 青 本 悦 男 | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。 |
|       | 檜 崎 隆 章 | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。 |

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 氏 名     | 果たすことが期待される役割                                                                                      | 期待される役割に関して行った職務の概要                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 須 藤 実   | 公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務会計的な目線からリスク管理等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待           | 公認会計士としての専門的な知見を活かし、主にリスク管理等に関して、経営陣に対し、意見等を述べるとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただいた。 |
| 柏 木 孝   | 地方公共団体等の管理者としての実践的見地を活かし、主に経営的な目線から企業を取り巻く経営の遂行等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待 | 経営管理者としての実践的な知見を活かし、主にリスク管理等に関して、経営陣に対し、意見等を述べるとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただいた。 |
| 渡 部 靖 彦 | 公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務会計的な目線からリスク管理等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待           | 公認会計士としての専門的な知見を活かし、主にリスク管理等に関して、経営陣に対し、意見等を述べるとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただいた。 |

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

43百万円

#### (2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、ERP導入に関するアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「コンプライアンスマニュアル」を遵守するものとする。
  - ・法令等遵守の統轄としてコンプライアンス委員会が当たる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務執行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
  - ・監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「経営リスクマネジメント基本規程」及びその他の「緊急時対応規程」「地震等災害対策規程」など社内規程に基づき、企業活動に影響をおよぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。
  - ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化とともに、書面決議制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための組織として、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、リスクマネジメント、コントロール及びガバナンスの各プロセスの妥当性と有効性を評価し、各プロセスの改善に貢献するとともに、有効な改善策を助言・勧告し、経営目標の効率的な達成を支援するものとする。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
  - ・監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
  - ・監査役会事務局は監査役会直属の組織とし、監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
  - ・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を社内規程に明記し、これを徹底するものとする。
- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・ 当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「内部通報規程」を整備・運用するものとする。
  - ・ 取締役及び使用人は、当社の業務又は財務の状況に重大な影響をおよぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会又は監査役に報告しなければならない。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に法令違反等の情報を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・ 当社は、当社の取締役及び使用人が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。
  - ・ 取締役及び使用人は、監査役が監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクを認識し対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、幹部社員との面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、監査役会において情報を共有しております。内部監査部門は、各部門に赴き定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証して現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。

### 3. 株式会社の支配に関する基本方針

#### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。

当社の企業価値の源泉は、①生命維持の基本となる輸液や人工腎臓用透析剤等の安定的な供給を可能とする生産・供給体制、②輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、③輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品市場における“ぶどうマーク”や“キンダリー”の高いブランド力、④社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に経営してきたことにより構築した患者・病院・卸・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、⑤医薬品の安定供給の社会的使命を全うするための必須かつ喫緊の課題である経営基盤の安定化、強化に向けた新分野開発の鋭意推進、⑥当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えております。当社株式の大量買付けを行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

##### ① 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みについて

当社は、当社の強みである医薬品事業を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、患者さんの健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しております。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しております。かかる基本理念のもと、当社は次の3項目を経営の中長期的な重点施策として、その実現に鋭意取り組んでおります。

a 販売に関する施策

- ・ 透析剤トップメーカーとして、透析患者の方々にとって必要不可欠である透析剤を安定的に供給し、また、透析領域のスペシャリティファーマとして、新たな需要市場を開拓し拡販を推進する。
- ・ 国内有数の輸液メーカーとして、医療を支える基礎的な医薬品を安定供給するとともに、差別化を図りながら拡販を推進する。
- ・ 国のジェネリック医薬品市場拡大政策に即応し、DPC対象病院を中心に、後発品採用に向けた積極的な営業活動を展開する。

b 製造に関する施策

- ・ 継続する国民医療費抑制策による薬価引き下げに対処するため生産の効率化、製造コストの引き下げへの合理化に徹した投資を推進する。
- ・ 信頼性保証本部との連携のもと品質管理を徹底し製品ブランドの信頼性の向上へ総力を傾注する。
- ・ 研究開発センターとの連携をも含めて、新製品の開発・量産化に備えた体制整備にも鋭意投資を進める。

c 研究開発に関する施策

- ・ 透析関連製剤については、医療現場に即応した新製品の開発を進め、成熟期を迎えつつある透析医療分野のさらなる活性化を図り、さらに新領域の開拓も鋭意、推進する。
- ・ 当社の強みである腎・透析領域や泌尿器領域を中心に後発品の開発に鋭意取り組む。
- ・ 研究開発センターでは、生産、営業、信頼性保証の各本部と常時密接な連携を保ちつつ、開発期間の短縮や開発コストの低減を念頭に所属員一丸で業務の効率化に取り組む。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率や公正性、法令遵守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

現在、取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。監査役は、社外監査役2名を含む3名であり、取締役会及び重要な会議への出席や、業務及び財産状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。そのほか、当社は内部監査室及びコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等各種委員会を設置し、これらによる監視・統制に万全を期しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量取得行為が行われようとする場合には、大量取得行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載しました基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

加えて、上記(3)に記載しました基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量取得行為に関する情報提供の要求及び関係法令の許容する適切な措置の実施等を定めるものであるので、基本方針に沿うものであると考えております。

したがって、上記(2)及び(3)の取組みは、上記(1)に記載しました基本方針に沿ったものであると判断しております。

---

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|------------|--------|---------------|--------|
| (資産の部)     |        | (負債の部)        |        |
| 流動資産       | 48,342 | 流動負債          | 44,131 |
| 現金及び預金     | 6,264  | 電子記録債権        | 4,630  |
| 受取手形       | 258    | 買掛金           | 3,998  |
| 売掛金        | 26,233 | 短期借入金         | 18,000 |
| 商品及び製品     | 12,642 | 1年内返済予定の長期借入金 | 827    |
| 仕掛品        | 43     | 未払金           | 1,164  |
| 原材料及び貯蔵品   | 2,256  | 未払費用          | 750    |
| 前払費用       | 283    | 未払法人税等        | 949    |
| その他の流動資産   | 275    | 預り金           | 48     |
|            | 85     | 賞与引当金         | 980    |
| 固定資産       | 33,386 | 役員賞与引当金       | 35     |
| 有形固定資産     | 23,111 | 訴訟関連損失引当金     | 8,744  |
| 建物         | 9,248  | その他の負債        | 4,002  |
| 構築物        | 412    | 固定負債          | 4,554  |
| 機械装置       | 3,763  | 長期借入金         | 2,462  |
| 車両運搬具      | 14     | 再評価に係る繰延税金負債  | 1,315  |
| 工具器具備品     | 667    | 退職給付引当金       | 344    |
| 土地         | 8,818  | 役員退職慰労引当金     | 162    |
| 建物         | 174    | 資産除去債務        | 108    |
| その他の固定資産   | 12     | その他の負債        | 160    |
| 無形固定資産     | 1,514  | 負債合計          | 48,685 |
| ソフトウェア     | 1,386  | (純資産の部)       |        |
| その他の無形固定資産 | 127    | 株主資本          | 35,728 |
| 投資その他の資産   | 8,760  | 資本            | 10,758 |
| 投資有価証券     | 4,375  | 資本剰余金         | 14,951 |
| 長期繰上り      | 194    | 資本準備金         | 10,000 |
| 繰上り        | 2,972  | その他の資本剰余金     | 4,951  |
| 繰上り        | 1,217  | 利益剰余金         | 12,612 |
|            |        | その他利益剰余金      | 12,612 |
|            |        | 別途積立金         | 5,300  |
|            |        | 繰越利益剰余金       | 7,312  |
|            |        | 自己株           | △2,593 |
|            |        | 評価・換算差額等      | △2,685 |
|            |        | その他有価証券評価差額金  | 1,950  |
|            |        | 土地再評価差額金      | △4,635 |
| 資産合計       | 81,729 | 純資産合計         | 33,043 |
|            |        | 負債・純資産合計      | 81,729 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

( 2024 年 4 月 1 日から )  
( 2025 年 3 月 31 日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 60,563 |
| 売 上 原 価                 | 44,030 |
| 売 上 総 利 益               | 16,532 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 12,401 |
| 営 業 利 益                 | 4,131  |
| 営 業 外 収 益               | 235    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 107    |
| 受 取 保 険 金               | 84     |
| そ の 他                   | 44     |
| 営 業 外 費 用               | 586    |
| 支 払 利 息                 | 161    |
| 支 払 手 数 料               | 303    |
| 生 命 保 険 料               | 96     |
| そ の 他                   | 25     |
| 経 常 利 益                 | 3,780  |
| 特 別 損 失                 | 8,751  |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 7      |
| 訴 訟 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 8,744  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)     | △4,970 |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税  | 1,029  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,711 |
| 当 期 純 損 失 (△)           | △3,288 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

( 2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                  |              |
|--------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------------|--------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                  |              |
|                          |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |
|                          |         |           |                |              | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |
| 当 期 首 残 高                | 10,758  | 10,000    | 4,951          | 14,951       | 5,300     | 11,241           | 16,541       |
| 当 期 変 動 額                |         |           |                |              |           |                  |              |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           |                |              |           | △640             | △640         |
| 当期純損失 (△)                |         |           |                |              |           | △3,288           | △3,288       |
| 自己株式の取得                  |         |           |                |              |           |                  |              |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |                |              |           |                  |              |
| 当期変動額合計                  | —       | —         | —              | —            | —         | △3,929           | △3,929       |
| 当 期 末 残 高                | 10,758  | 10,000    | 4,951          | 14,951       | 5,300     | 7,312            | 12,612       |

|                          | 株 主 資 本 |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |                    |                        | 純資産合計  |
|--------------------------|---------|--------|-------------------------------|--------------------|------------------------|--------|
|                          | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |
| 当 期 首 残 高                | △2,588  | 39,662 | 1,634                         | △4,635             | △3,000                 | 36,661 |
| 当 期 変 動 額                |         |        |                               |                    |                        |        |
| 剰 余 金 の 配 当              |         | △640   |                               |                    |                        | △640   |
| 当期純損失 (△)                |         | △3,288 |                               |                    |                        | △3,288 |
| 自己株式の取得                  | △4      | △4     |                               |                    |                        | △4     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |        | 315                           | —                  | 315                    | 315    |
| 当期変動額合計                  | △4      | △3,933 | 315                           | —                  | 315                    | △3,617 |
| 当 期 末 残 高                | △2,593  | 35,728 | 1,950                         | △4,635             | △2,685                 | 33,043 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)  
移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、製品、原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②仕 掛 品

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2 ～50 年

機械装置 2 ～10 年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5 年

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員の賞与の支払いに備えるため、支給対象期間に応じた支給見積額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、支給見積額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく基準退職慰労金の期末要支給額を計上しております。

##### (5) 訴訟関連損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

商品及び製品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより当社の履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

商品及び製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額等に基づく値引きやリベート等を控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価の金額を返金負債として流動負債その他に含めて計上しております。値引き等の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

また、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

商品及び製品の販売に係る対価は、顧客へ引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|          | 当事業年度  |
|----------|--------|
| 商品及び製品   | 12,642 |
| 仕掛品      | 43     |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,256  |

(注) 上記の金額は、収益性低下による簿価切下額469百万円、評価損の金額159百万円及び滞留評価による評価損の金額94百万円を控除した金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の棚卸資産の評価は、各在庫品目について滞留により破棄することが見込まれる数量を算出し、該当数量分の正味売却価額を零として評価損の金額を算出した上で、収益性の低下に基づき簿価を切り下げしております。その際、当事業年度の販売数量に関する趨勢を踏まえた各在庫品目の将来の販売予測数量を重要な仮定として用いております。当該仮定として用いた販売数量に関する趨勢が変動した場合には、翌事業年度以降の売上原価に追加の評価損を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

|                        |                 |   |   |           |
|------------------------|-----------------|---|---|-----------|
| 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |                 |   |   |           |
| (1) 担保に供している資産         | 建               | 物 |   | 8,215百万円  |
|                        | 構               | 物 |   | 216百万円    |
|                        | 土               | 地 |   | 6,337百万円  |
|                        | そ               | の | 他 | 0百万円      |
|                        |                 | 計 |   | 14,770百万円 |
| (2) 担保に係る債務            | 1 年 内 返 済 予 定 の |   |   | 730百万円    |
|                        | 長 期 借 入 金       |   |   |           |
|                        | 長 期 借 入 金       |   |   | 2,308百万円  |
|                        |                 |   |   | 3,038百万円  |
|                        |                 |   |   |           |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額      |                 |   |   | 57,375百万円 |

3. 土地の再評価
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。
- なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価法第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。
- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| 再評価を行った年月日                       | 2002年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △119百万円    |
4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高
- 187百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式

9,451,169株

2. 自己株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首  | 増 加    | 減 少 | 当事業年度末   |
|-------|----------|--------|-----|----------|
| 普通株式  | 906,453株 | 4,352株 | 一株  | 910,805株 |

(注1) 増加の内訳は、次のとおりです。  
単元未満株式の買取りによる増加

4,352株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 299             | 35.00           | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |
| 2024年11月11日<br>取締役会  | 普通株式  | 341             | 40.00           | 2024年9月30日 | 2024年12月3日 |

4. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|--------------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月25日<br>定時株主総会（予定） | 普通株式  | 利益剰余金 | 358             | 42.00           | 2025年3月31日 | 2025年6月26日 |

## 5. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 訴訟関連損失引当金    | 2,675百万円 |
| 賞与引当金        | 299百万円   |
| 退職給付引当金      | 108百万円   |
| 投資有価証券評価損    | 85百万円    |
| 棚卸資産評価減      | 78百万円    |
| 未払事業税        | 74百万円    |
| 役員退職慰労引当金    | 51百万円    |
| 未払社会保険料      | 44百万円    |
| その他          | 543百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 3,962百万円 |
| 評価性引当額       | △196百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 3,766百万円 |
| 繰延税金負債       |          |
| その他有価証券評価差額金 | △793百万円  |
| その他          | 0百万円     |
| 繰延税金負債合計     | △793百万円  |
| 繰延税金資産純額     | 2,972百万円 |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画、研究開発計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金については借入後10年以内返済であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程等に従い、営業本部及び総務本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒されている金融資産の貸借対照表価額により表されております。

##### ②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                       | 貸借対照表計上額（＊） | 時 価（＊）  | 差 額 |
|-----------------------|-------------|---------|-----|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 3,883       | 3,883   | —   |
| (2) 長期借入金             | (2,462)     | (2,412) | △50 |

(＊) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分    | 当事業年度 |
|-------|-------|
| 非上場株式 | 492   |

(注3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の貸借対照表計上額は0百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                      | 時価（百万円） |      |      |       |
|-------------------------|---------|------|------|-------|
|                         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 3,883   | —    | —    | 3,883 |
| 資産計                     | 3,883   | —    | —    | 3,883 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（百万円） |       |       |       |
|-------|---------|-------|-------|-------|
|       | レベル 1   | レベル 2 | レベル 3 | 合計    |
| 長期借入金 | —       | 2,412 | —     | 2,412 |
| 負債計   | —       | 2,412 | —     | 2,412 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 貸借対照表計上額 | 決算日における時価 |
|----------|-----------|
| 1,040百万円 | 1,342百万円  |

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から、減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、それ以外は重要性が乏しいと判断されるため、土地については路線価等「容易に入手できる評価額」、建物については「適正な帳簿価額」であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                 | 当事業年度  |
|-----------------|--------|
| 医療用医薬品及び医療用機械器具 | 57,885 |
| その他             | 2,678  |
| 売上高             | 60,563 |

(注) 「その他」の区分は、医療用医薬品の製造受託関係等やコ・プロモーション契約に係る報酬2,562百万円、不動産の賃貸に関する収入115百万円であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

医療用医薬品及び医療用機械器具の販売においては、契約上別途定めのない限り、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより当社の履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

また、取引の対価は、顧客へ引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、一部の取引においては、商品及び製品の販売促進を目的として、販売数量や販売金額等に基づき、顧客に値引きやリベートを提供することがあり、対価の額に変動性があります。

しかし、顧客に提供する値引きやリベートの金額は合理的に見積り可能であることから、通常、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはないと判断しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、医療用医薬品等の製造受託において、顧客から受け取った前受金であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、35百万円であります。

また、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した重要な収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 3,869円10銭

1 株当たり当期純損失 (△) △384円95銭

## 10. 追加情報

当社は、東レ株式会社より、2018年12月13日付にて経口そう痒症改善剤ナルフラフィン塩酸塩OD錠 $2.5\mu\text{g}$ 「フソー」[先発代表製品:レミッチOD錠 $2.5\mu\text{g}$ ]に関する特許権侵害差止等請求訴訟を東京地方裁判所に提起されました。

その後、東京地方裁判所は東レ株式会社の請求を棄却する判決を下したため、2021年3月30日、東レ株式会社はこれを不服とし、知的財産高等裁判所に控訴いたしました。

2025年5月27日に知的財産高等裁判所は、東レ株式会社の請求を一部認容し、当社に対し、合計74億7,287万8,838円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。

本判決に伴って訴訟関連損失引当金繰入額87億44百万円を当事業年度の特別損失として計上しております。

なお、控訴審における請求金額の大半を認容する判断がなされたことは誠に遺憾であり、当社のこれまでの主張に照らしあわせると到底承服できかねるため、現在、本判決の内容を早急に精査し、最高裁判所へ上告する準備を進めております。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

扶桑薬品工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 充 弘  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 育 史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑薬品工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月2日

扶桑薬品工業株式会社 監査役会  
監査役（常勤） 桑 田 順 司  
社 外 監 査 役 青 本 悦 男  
社 外 監 査 役 檜 崎 隆 章

以 上

## (ご参考) 株主優待のご案内

株主の皆様の日頃のご支援に対する感謝とともに、当社株式の投資魅力を高めてより多くの方々に当社株式を保有していただきたいという思いから、株主優待制度を実施しております。

### 1. 対象

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された400株（4単元）以上の当社株式を保有されている株主様

### 2. 株主優待の内容

対象となる株主様の保有株式数に応じて、5月下旬に優待ポイントを進呈いたします。その優待ポイントを株主様限定の特設ウェブサイト「扶桑薬品工業・プレミアム優待倶楽部」において、約5,000種の掲載商品からお好みの商品をお選びいただけます。

| 保有株式数           | 進呈ポイント数    |
|-----------------|------------|
| 400株 ～ 499株     | 4,000ポイント  |
| 500株 ～ 599株     | 6,000ポイント  |
| 600株 ～ 999株     | 15,000ポイント |
| 1,000株 ～ 1,499株 | 20,000ポイント |
| 1,500株以上        | 40,000ポイント |

<扶桑薬品工業・プレミアム優待倶楽部>

<https://fuso-pharm.premium-yutaiclub.jp/>



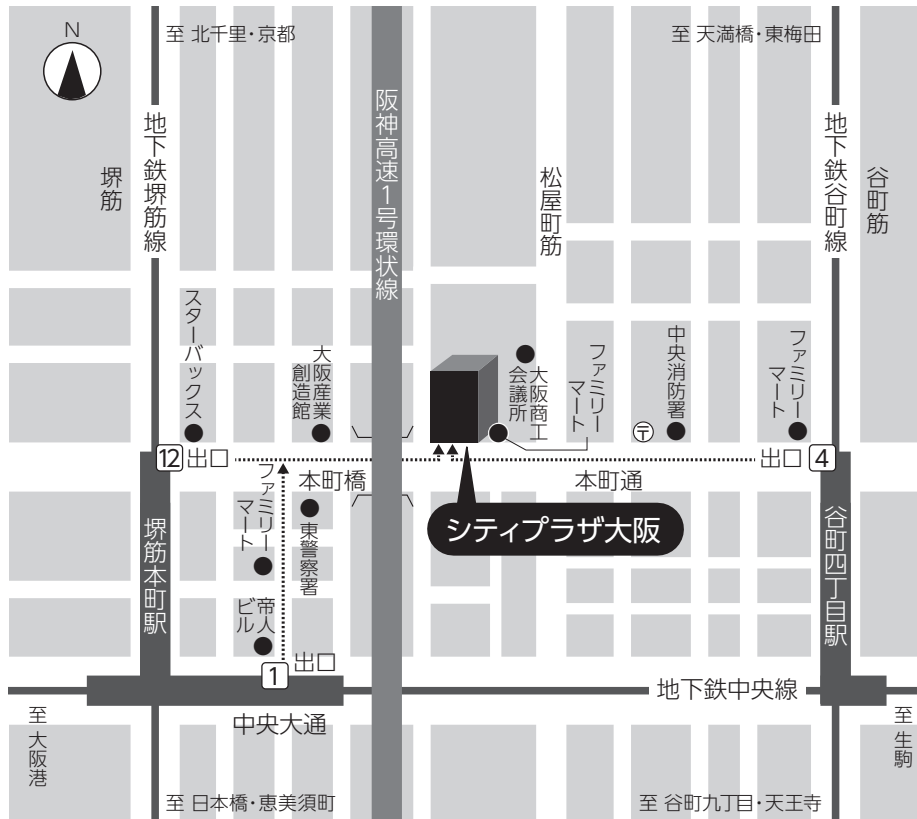
※写真はイメージです。実際の商品と異なる場合がございます。

### 3. ポイントの繰越条件

翌年3月末日において株主名簿に同一株主番号で連続2回以上かつ400株以上お持ちの株主様として記載または記録された場合により繰越せます（1回のみ）。

3月末日の権利確定日までに株主番号が変更された場合、ポイントは失効します。

# 株主総会 会場ご案内図



会場

シティプラザ大阪 2階「SYUN-旬-(南)」

大阪市中央区本町橋2番31号 電話番号06-6947-7888

交通

○地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」1番、12番出口より徒歩約6分

○地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」4番出口より徒歩約12分

⚠ 当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。